

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注					
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)							
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)							
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学協会管理料又は特定施設入居指導等医療協会管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)							
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (280単位)							
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)								
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)				(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (555単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は常駐介護従事者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位	+15/100	+10/100	+5/100
					(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)				
					(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)							
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (376単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)							
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)								
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)								
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)								
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)								
ヘ 看護士、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 看護士が行う場合 ×90/100							
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)								

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心神経系疾患患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。